

カブドットコム証券株式会社
(コード番号: 8703 東証1部)
代表執行役社長 斎藤 正勝

2003年10月16日

ネット証券初「お得意様優遇レート」を採用

～ 現物株式等の買付注文可能額を、前月の取引実績に応じて与信枠拡大～

カブドットコム証券株式会社は、10月16日（木）から、前月のお取引実績に応じて買付注文時の与信枠が拡大する「お得意様優遇レート」をネット証券で初めて採用いたします。ご好評いただいております「買付注文時の非前金制」を採用しているのは主要ネット証券でカブドットコム証券だけですが、さらに「お得意様優遇レート」を採用することにより、購入時の利便性とお得意様へのメリットが高まります。

■お得意様優遇レートとは？

対象は現物株式とカバードワラントの買付。これまでお預かり資産の範囲内（株式、現金等）を、買付可能額としていましたが、「お得意様優遇レート」の採用により、最大でお預かり資産の2倍まで買付可能額が拡大します。

例）お預かり資産が「株式50万円、現金20万円」の場合における、買付注文を発注できる金額

他のネット証券の買付可能額→【20万円】

お預かり現金の範囲内までしか発注できない（現金がなければ発注できない）。

弊社従来の買付可能額→【70万円】

お預かり資産（株式50万円+現金20万円）の範囲内まで発注できる。

お得意様優遇レート2倍時の買付可能額→【140万円】

お預かり資産の2倍（[株式50万円+現金20万円]×2倍）まで発注できる。

※なお、買付代金の不足分は、あらかじめ登録された預貯金口座から自動引き落としにより決済することが可能です。その場合、自動引き落とし手数料や振込手数料は一切不要です。

■お得意様優遇レートのルールと注意事項

現物株式およびカバードワラントの買付可能額は、「お預かり資産×お得意様優遇レート（1+加算レート）」となります。

ただし、お得意様優遇レートは最大で2倍までとします（加算レートの最大値は1倍）。

前月の現物株式およびカバードワラントの買い約定1件につき、お得意様優遇レートに0.01倍を加算します。

約定した買い注文1件につき1件の約定とカウントします（内出来はまとめて1件となります）。

お得意様優遇レートの加算は、前月のお取引（約定日ベース）に応じて月初第一営業日

行います。

加算されるレートは1ヶ月あたり最大で0.3倍までとします。約定件数が1ヶ月あたり30回（0.3倍相当）を超える場合でも0.3倍までとなり、30回を超えた件数の翌月以降への繰り越しは行いません。

立替金が発生した場合は、加算レートはクリアされ0となり、「立替金発生時の買付制限」が適用されます。買付制限が解除された後は、買付制限前の加算レートはクリアされ解除された月の買い約定件数を元に、新たに翌月からお得意様優遇レートが計算されます。

買付可能額は買い注文をご発注いただける額であり、約定時には不足分のご入金が必要です。お預けいただいている現金の範囲内で買い注文を出したい場合は、「現金買付余力」の範囲内でご発注ください。

【例】

9月一ヶ月間の買い約定が27回の場合。

10月の買付可能額＝お預かり資産×お得意様優遇レート ($1 + 0.27 = 1.27$ 倍)

お預かり資産が100万円なら、買付可能額は $100\text{万円} \times 1.27 = 127\text{万円}$ となります。

10月一ヶ月間の買い約定が40回の場合。

11月の買付可能額＝お預かり資産×お得意様優遇レート ($1 + 0.27 + 0.3 = 1.57$ 倍)

加算されるレートは1ヶ月あたり最大で0.3倍まで。前月の1.27倍に0.3倍を加算。

11月、立替金が発生した場合。

「立替金発生時の買付制限」が適用されます。加算レートはクリアされ0となります。

※立替金発生時の買付制限

受渡日に買付代金の決済ができなかった場合（立替金が発生した場合）、立替金の発生回数によって以下の通り、以後のお買付を制限させていただきます。

立替金発生回数	買付制限の内容
1回目	原則制限なし。
2回目以降	【現金買付余力】の範囲に制限を行います。制限期間は立替発生回数に月数を掛けた期間とします。 例) 3回目＝発生日より3ヶ月間

立替金発生が10日（カレンダーベース）以上解消されなかった場合は、発生回数にかかわらず 買付可能額を原則無期限に【現金買付余力】の範囲に制限を行います。

当社が、立替金の状況（立替金の解消が速やかに行われない場合、買付制限解除後3ヶ月以内に新たな立替金が発生した場合等）を勘案し、取引いただくことが不適当と判断した場合、取引を停止等させていただくことがあります。